

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	久喜市高柳字溜井二三七六番一地先から同市高柳字溜井二九〇五番一地先まで
供用開始の期日	令和二年三月二十日 午後三時
備考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三五五・〇メートル